腐り切った組織の実態を継続してウォッチする 第五十六弾

神社本庁再生への道―その十九

田中理事は旭川地裁に地位保全の仮処分を申立て

―統理の権威を否定する田中一派を一掃せよ

藤原 登（フリーライター）

安倍元総理が凶弾に倒れた。それも白昼の出来事だった。故人の冥福をお祈りするものであるが、同時にこの事件を通じて、統一教会と自民党との繋がりが俎上に上がってきたことは、皮肉な因縁である。事件の背景についての解明が俟たれるが、統一教会に限らず、政界にすり寄る宗教法人の問題についても議論を深めるべきだ。それが安倍元総理の掲げた「戦後の総決算」にも繋がるからだ。

さて、前号では、田中一派が鷹司統理の権威を否定する行為に及んだ六月二十三日の臨時役員会までの経緯を述べた。今号では、その前後の芦原新総長や神社本庁側の対応も交えつつ、彼方此方からの浸水で大勢の利害関係者を道連れに沈みゆく泥船「田中丸」の実態をレポートしよう。

田中派理事たちの許されざる所業

五月の評議員会後に行われた新しい理事による臨時役員会で、各理事の意見が開陳された後、鷹司統理は総長に北海道・旭川神社宮司の芦原高穂氏を、副総長に福岡県・竈門神社宮司の西高辻信良氏を指名した。ここに四期十二年、副総長時代も通算すれば六期十八年に及んだ田中体制に終止符が打たれた。

これに対して、今や田中一派の出世頭である荒井総務部長は、神社本庁庁規の定める「総長は役員会の議を経て統理が指名する」の条文中、「議を経て」は議決を伴うので、過半数の責任役員が賛成しない理事への統理の総長指名は無効だと主張して対抗した。屁理屈であり、越権も甚だしい。

現在、神社本庁には宗教法人の責任役員にあたる理事として十六名が就任している。その内、過半数の九名が田中派の理事であり、その内訳は田中氏本人の他、北から宮城、茨城、山梨、東京、福井、大阪、広島各府県の神社庁長と高知県の神社総代会長である。これに対し、正常化を願う六名の理事は、芦原総長、西高辻副総長の他、愛知、三重、愛媛、大分各県の神社庁長である。もう一人、伊勢神宮の少宮司が理事であるが、本件には局外中立の立場で、最近は役員会も欠席しているとのことだ。

五月の評議員会で実施された理事選挙において、田中派理事が過半数を占めた。しかし、この九名の田中派理事たちの大半は、神社本庁本来の役割を果たすことを志して立候補したのではなく、田中体制を存続させ、田中氏による神社本庁の利権の配分に協力することを心中に秘めて、様々な裏工作を用いて神社庁長の座に登り、神社本庁の理事に選任されたというのが真相である。

事実、神社庁長を決めるために都道府県で行われる協議員会や、理事候補を決定するために全国十地区で行われる会議では、田中一派は民主的ルールや慣例を無視して関係者を巧妙に誘導し、庁長や理事候補として選出されたのである。総長五選を目指した田中氏が京都府神社庁長となり、続いて地区選出理事に選考された事実が如実に物語っている。にも拘わらず、先般の臨時役員会ではこの時とばかりに多数決を金科玉条にして、鷹司統理に田中理事を総長に指名せよと迫ったのは、天に唾する行為以外の何ものでもない。

芦原新総長の誕生は法廷で決着へ

そして話はまだまだ続く。権力亡者の田中前総長は、芦原新総長の地元である旭川地方裁判所に対し同様の屁理屈を用いて、鷹司統理による芦原理事への総長指名は無効であり、田中理事が引き続き総長の職にあるとの仮処分の決定を旭川地方裁判所に申し立てていたのだ。そして残念なことに、安倍元総理が命を落とした七月八日に、旭川地裁は田中側の主張を認める仮の決定を出した。

これを受けて神社本庁は、荒井総務部長名で各神社庁長宛の文書を七月十三日に発出。その中で、「芦原高穂理事が本庁内の正式な手続きを経ず、自らが代表役員総長に就任したとして、代表役員変更登記申請を東京法務局に対して行ってゐたことが判明」したため、「芦原理事の住所地を管轄する旭川地方裁判所に対して、芦原理事が代表役員総長の地位にないことを仮に定めることを求める申立て」を行ったと記している。

あたかも責任が芦原総長にあるかのような書き振りだが、問題の発端は臨時役員会において、正当な手順を踏んで芦原総長が誕生したにも関わらず、田中一派の傀儡である本庁事務局が代表役員変更登記の事務手続きを進めなかったために、統理指名の重みを厳粛に受け止めた芦原理事が、神社本庁の正常化を期して自ら登記申請に踏み切ったというのが事の真相である。

そして芦原総長は、今回の仮処分決定に対し直ちに旭川地裁に異議を申し立てたが、七月十四日には全国の神社庁長に事実経過を伝える文書を発出した。全文が「自浄・jp」に掲載されているが、その中で芦原総長は、「議を経て」の解釈も含め、総長指名に至るまでの重要部分に対する事実認定を回避した上で、田中理事側の主張を認めた旭川地裁の判断に疑義を呈するとともに、「田中理事や総務部長の主張する考え方が統理様の指名権をないがしろにする誤った考え方」に過ぎないことを訴えてゆくとともに、「本決定に異議を申し立てた七月十二日に、この決定によって外形的には総長が二人いるというような状況が作られたことによる混乱を回避」するために、登記申請は一旦取り下げたことを報告している。淡々と事実のみ記した報告であるが、芦原総長を良く知る関係者は、鷹司統理の指名を受けた芦原総長の固い決意を確信している。

考えても見よ、鷹司統理が芦原理事を総長に指名したのは、五月の評議員会で神社本庁の正常化を願う全国評議員からの信任と期待を受けてのことであり、それ以外の何ものでもない。評議員はじめ全国の神道人は、過半数が田中派である役員会の中では少数派となる鷹司統理と芦原総長を支持し、支えることが務めであり、それが正道であることを心に銘記してほしい。そして、そのための力強い行動を期待したい。夜明けは見えているのだ。

藤原　登（ふじわら　のぼる）
昭和二八年、東京に生まれる。
昭和五二年、専門学校卒業後、広告代理店勤務の傍ら、独学で歴史、宗教、哲学を学ぶ。現在は同人誌を中心に寄稿している。